

お客さま各位

敦賀信用金庫

インボイス制度における当金庫の対応について

平素より敦賀信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが当金庫にお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につき、当金庫が交付するインボイスにより仕入税額控除を受けることができます。

つきましては、当金庫の登録番号およびインボイス制度への対応について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

登録番号	T4210005006587
商号または名称	敦賀信用金庫
本店所在地	福井県敦賀市本町一丁目11番7号

2. インボイスの発行・交付方法

(1) 営業店窓口でお支払いいただいた手数料

振込手数料、再発行手数料等、お取引の都度窓口でお支払いいただいた手数料については、インボイスの要件を満たした「領収書」等をお渡しいたします。

(2) 口座（自動）振替等でお支払いいただいた手数料

各種サービス基本手数料、残高証明書発行手数料（定例発行）等、お取引口座からお支払いいただいた手数料については、新たに「インボイス管理表」を電子交付いたします。「インボイス管理表」をご希望のお客さまは、「しんきん電子交付サービス申込書」に必要事項を記入いただき、お取引店舗へご提出ください。

お申込み後、「しんきん電子交付システム」へのログインIDと仮パスワードを発行いたします。

- ① 「インボイス管理表」は、該当月の翌々月10日頃から閲覧が可能です。
- ② 13か月間は閲覧・保存が可能です。13か月経過後は閲覧できなくなりますので、適宜ダウンロードのうえご利用ください。

3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引（振込手数料、自動機利用料等）については、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」の対象となりますので、インボイスは発行いたしません。お客さまがATMで発行される「ご利用明細票」を保存することで消費税仕入税額控除を受けることが可能となります。

以上